

物 品 等 見 積 結 果 表

事業実施課名：税務課

業務名又は
購入物品： 令和6年度税情報システム等サポート（システム保守）

見積年月日： 令和6年3月27日

契約業者	扶桑電通株式会社 徳島営業所
契約額	¥2,915,000-
契約日	令和6年4月1日
契約期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	契約業者は、税システムの導入業者であることから必要な技術、
	ノウハウを有しており、本ソフトウェアの対象プログラムを設定し
	ている。
	契約業者以外では必要な支援を受けることができず、税システム
	の使用に著しく支障をきたすおそれがあるため。

物 品 等 見 積 結 果 表

事業実施課名：税務課

業務名又は
購入物品 : マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた対応作業

見積年月日 : 令和6年5月20日

契約業者	扶桑電通株式会社 徳島営業所
契約額	¥2,803,900
契約日	令和6年6月19日
契約期間	令和6年6月19日から令和7年3月31日
法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	契約業者は、既存の国保システム保守事業者であるため、他事業
	者に委託すると責任区分が不明確になる。
	また、他事業者では確実な履行及び履行後に不具合が生じた場合
	の速やかな対応が期待できず、国保システムの使用に著しく支障を
	きたすおそれがあるため。

物 品 等 見 積 結 果 表

事業実施課名：税務課

業務名又は
購入物品 : 国保システム用ソフトウェア

見積年月日 : 令和6年7月1日

契約業者	扶桑電通株式会社 徳島営業所
契約額	¥5,500,000
契約日	令和6年7月11日
契約期間	令和6年7月11日から令和6年12月27日
法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	購入物品は、既存システムを国の標準システムへ移行するため必
	要なソフトウェアであり、既存システムの導入業者である扶桑電通
	株式会社徳島営業所と契約を締結しなければ、契約が履行できない
	など標準化移行に著しく支障を生ずるおそれがあるため。

物 品 等 見 積 結 果 表

事業実施課名：税務課

業務名又は
購入物品 : 自治体システム国保業務標準化対応（令和6年度分）

見積年月日 : 令和6年7月1日

契約業者	扶桑電通株式会社 徳島営業所
契約額	¥7,150,000
契約日	令和6年7月11日
契約期間	令和6年7月11日から令和7年3月25日
法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約の理由	本業務は、既存システムを国の標準システムへ移行するため必要
	な業務であり、既存システムの導入業者である扶桑電通株式会社徳
	島営業所と契約を締結しなければ、契約を履行することができない
	など標準化移行に著しく支障を生ずるおそれがあるため。